

西宮市大腸がん検診実施要綱

(目的)

第1条 近年増加しつつある大腸がんは、将来がん患者数の第1位を占めるものと推計されているが、早期に発見すれば治癒し、死亡率を減少させる事は可能である。このため、がん予防対策上重要な課題であり、大腸がんを早期に発見するために大腸がん検診を実施する。

(対象及び受診回数)

第2条 当該年度40歳以上の西宮市民とする。この検診以外の検査によることが望ましい者については、診療を優先とし、受診をさせない。

2 受診回数は、同一者について年1回とする。

(検診場所)

第3条 検診場所は、次のとおりとする。

- (1) 集団検診として、北口保健福祉センター、公民館等で行う。
- (2) 個別検診として、西宮市(以下「市」という。)の委託医療機関(以下「委託医」という。)で行う。

(検診内容)

第4条 検診の内容は、次のとおりとする。

- (1) 問診
自覚症状、既往歴、現病歴、家族歴、過去の受診状況等を聴取する。
- (2) 便潜血検査
免疫便潜血検査2日法を行う。

(検診の委託)

第5条 市は、大腸がん検診業務のうち、問診、便潜血検査、結果判定、報告等を検診実施機関、委託医、検査機関等に委託する。

2 市は、別に定める業務委託契約により委託料を支払う。

(受診方法)

第6条 受診方法は、次のとおりとする。

- (1) 集団検診の場合、受診希望者は、検診実施機関へ電話等により申込み、受診をする。
- (2) 個別検診の場合、受診希望者は、直接委託医へ申込み、受診をする。

(検診費用)

第7条 大腸がん検診の自己負担金として、集団検診600円、個別検診1,200円を検診当日に検診場所で徴収する。ただし、次の各号に該当するものは、自己負担金を徴収しないものとし、個別検診の場合には、下記の(2)(3)について、受診前に市に申請し、「無料利用券」の交付を受けた後に受診するものとする。

- (1) 当該年度70歳以上の者
- (2) 生活保護法第11条第1項に規定する保護を受けている者
- (3) 市民税非課税世帯に属する者

(結果通知及び事後指導)

第8条 結果通知は、次のとおりとする。

- (1) 集団検診の場合、市は、検診結果を4週間以内に速やかに受診者に通知し、精密検査

を要する者については、精密検査依頼書を検診結果票に添えて受診勧奨を行う。

(2) 個別検診の場合、委託医は、検診結果を2週間以内に受診者に直接説明し、精密検査を要する者については、精密検査依頼書を検診結果票に添えて受診勧奨を行う。

2 市は、精密検査を要する者の受診状況並びに受診結果を把握するとともに、未受診者に対して受診の勧奨に努める。

(精密検査に要する費用)

第9条 精密検査及び治療等に要する費用については、受診者が全額負担する。

(記録の整備及び秘密の保持)

第10条 検診の記録は、氏名、性別、年齢、住所、検診結果、精密検査の必要性の有無、精密検査の確定診断結果を記録するものとする。

2 この要綱による大腸がん検診の実施に従事した者は、西宮市個人情報保護条例(平成15年西宮市条例第24号)を遵守するものとし、実施に関して知り得た市民の個人情報を他に漏らしてはならない。

(検診の周知)

第11条 市は、大腸がん検診の目的、意識等を市民に周知させ、受診希望者に対して、検診日時・場所及び注意事項等を、基本健診等と併せてあらかじめ通知する。

(規定外事項)

第12条 この要綱に定めのない事項については、市長が別に定めるものとする。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成4年6月15日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成5年4月1日から改正して施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成7年4月1日から改正して施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成8年4月1日から改正して施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成10年4月1日から改正して施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成12年4月1日から改正して施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成14年4月1日から改正して施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成18年4月1日から改正して施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成20年4月1日から改正して施行する。